

## 指導員規則等の改正内容の説明

### ★【公認指導員規則】について

#### 第10条（資格認定）

第7条に規定する指導員選考試験を実施しその合否が確定したときは、資格認定委員会に審議を要請するものとする。

- 2 選考試験を免除する者に対して資格認定をしようとするときは、前項の規定を準用する。
- 3 JDSF は、前2条の規定により指導員資格を認定された満 18 才以上の者に対して、公認指導員証明証の発行を行う。
- 4 ~~指導員資格失効の復活手続き事務手数料及び受講履歴押捺枠満量指導員証明証の紛失等による再発行手数料は1,000円とする~~別途定める。

#### 第12条（年度登録料）

JDSF 公認指導員は、毎年所定の年度登録料を納付しなければならない。

- 2 年度登録料に関しては別途定める。
- 3 指導員は毎年3月31日までに所定の年度登録料を納付しなければならない。
- 4 年度登録料が未納の場合は、指導員資格は失効する。  
但し、3か月以内に再登録手続きができる。手数料2,000円は別途定める。
- 5 所定の登録・継続手続きがされていない場合は、指導員年度登録料納入如何に係わらずすべての資格が~~喪失失効~~する。その場合指導員登録料は返還しない。  
但し、所定の手続きが完了した場合は資格を~~復活回復~~させることができる。

#### 第15条（研修会）

JDSF は、指導員有資格者を対象とした研修会を毎年 1 回以上実施するものとする。

- 2 指導員有資格者は、前項の研修会に毎年 1 回以上参加しなければならない。  
ただし、新たに指導員資格を取得した場合及び B 級昇級講習会を受講した場合は、当該年の研修会受講を免除する。参加できなかった場合の資格~~更新回復~~措置 ①又は②のいずれかを選択する。  
①年度研修会カリキュラムについてレポート（1,000～1,600 文字）を提出する。 評価事務手数料~~-3,000円は別途定める。~~  
②翌年度に2回参加する。
- 3 ジュニア指導員についての研修会は別途定める。

#### 第16条（謝礼及び報酬）

指導員はダンススポーツ指導に当たり社会通念上妥当な謝礼又は指導の対価としての報酬を受領することができる。~~ただし、報酬は別に定めるJDSF報酬規程によるものとする。~~

#### 【事由】

- ・ 手数料等具体的料金は本規則には入れない
- ・ 字句訂正
- ・ 規程削除の分の削除

★【指導員の登録及び資格更新等に関する細則】の新設

従来の【公認指導員登録規程】を廃止し、これに包含する。

[特記事項]

- ・初回登録料 5,000 円を 3,000 とする。
- ・「1 月 1 日から 3 月 31 日までに認定された者については、翌年度の年度登録料を免除する」を削除する。
- ・資格回復について、原則 2 年前までとするが、申請者が客観的確認を提出し連盟会長の承認があれば、それ以前も認める。

★【JDSF 特定指導員に関する細則】について

~~—(報酬)—~~

~~第 4 条 甲種特定指導員は「ダンススポーツ指導に関する報酬規程」の適用除外とする~~

[事由]

- ・報酬規程は削除されているため

★【公認指導員養成講習会実施要領】について

3 資格区分

注 5：競技歴相当の競技実績及び技術認定 G 1 又は HG1 合格を有する者は、申請により指導部で審査の上、資格区分を決定する。

[事由]

- ・競技歴相当の競技実績があり、かつ G 1 合格を有する者が出てきたため

13. 講習会テキスト

指導員講習会教本を使用する。JDSF より購入 価格は 500 円/冊とする。

[事由]

- ・字句の挿入

★【公認指導員養成講習会関連書式パック】について

- (1) 「JDSF 公認指導員」養成講習会開催申請書（様式【講】第 2）の改正
- (2) 「JDSF 公認指導員」養成講習会開催報告書（様式【講】第 3）の改正
- (3) 「JDSF 公認指導員」選考試験開催申請書（別紙 2）の改正
- (4) 合格通知（参考様式“JDSF 公認指導員選考試験結果について”）の改正
- (5) 確認書（参考様式“特定指導員登録についての確認書”）の改正

[事由]

- ・会場の住所に「〒」の記入を入れる
- ・報告書には「公認コード」を記入する
- ・合格通知を全面的に改正
- ・確認書の Jspo 資格注 3 の欄に“(資格保持者のみ記入)”を追記

★【公認指導員選考試験実施要領】について

[改正案]

Ⅲ. 選考試験実施内容詳細

2. 実技試験

(1) 第一部 シヤドウ

3) 指定された種目のアマルガメーションごとにスタートから 8 小節について行う。

シヤドウのアマルガメーションは、別紙表 1 [新規指導員試験のための J D S F 技術認定 G 1 アマルガメーション] の中から指定する。

(2) 第二部：ペア

1) トライアル形式で 6 0 秒以内に行う。

(トライアル形式：受験者が複数組同時に時間内に自由に踊ること)

[事由]

- ・「別表 1 J D S F 技術認定 G 1 アマルガメーション」を新設
- ・注釈を入れる

★【公認指導員選考試験実施手順】について

1. 事前準備

(1) 主催者側の準備事項

c. 背番号 (受験人数分)

背番号については 本部より支給されるので主催者側で 当日用意しておく。

[事由]

- ・開催主管箇所予算 (収支完結事業) のため

5. 合格通知

主催者は合格通知 (「J D S F 公認指導員選考試験結果について」) を受験者に発行し、徴取した初回登録料を合格者氏名、会員番号を付して所定の本部口座に振り込むこと。

[事由]

・初回登録料の扱いを明記

★【公認指導員研修会実施要領】について

抜けている事項等を入れ、要領自体を刷新し、2022年度特例を追記した

★【公認指導員研修会関連書式パック】について

- (1)「JDSF公認指導員」研修会開催申請書(様式【研】2)の改正
- (2)「JDSF公認指導員」研修会開催報告書(様式【研】3)の改正
- (3)「JDSF公認指導員」研修会参加者名簿(様式【研】4)の削除

[事由]

- ・会場の住所に「〒」の記入を入れる
- ・報告書には「公認コード」を記入する
- ・参加者の記録は主催者側で指導員管理システムにて直接入力することになっているため削除

~~a. JDSF講師 謝金支給規程による。~~

~~b. 特別講師 原則として謝金支給規程によるが指導部長が決定する。~~

~~(2) 交通費 JDSF旅費規程に基づく。~~

~~(3) 宿泊費 原則として支給しない。ただし、講師を遠距離から招聘せざるを得ない場合は、JDSF旅費規程に基づいて支給する。~~

講師料、交通費、宿泊費等かかる経費は開催主管箇所予算(収支完結事業)とする。

★【公認指導員B級昇級試験実施要領】について

[改正案]

IV. 昇級試験

(2)実技試験

○シャドウ

a. ワルツ, タンゴ, ルンバ, チャチャチャの計4種目について評価を行う。

c. シャドウのアマルガメーションは別紙表1【JDSF技術認定HG=1のアマルガメーション】の中から指定する。

○ペア

a. トライアル形式で60秒以内に行う。

(トライアル形式: 受験者が複数組同時に時間内に自由に踊ること)

e. ワルツ, タンゴ, ルンバ, チャチャチャの計4種目を実施する。

[事由]

- ・字句の訂正
- ・「別表1 JDSF技術認定HG1のアマルガメーション」を新設

★【B級昇級様式集】について

- (1)B級昇級講習会開催申請書(様式第1号)の改正
- (2)B級昇級試験開催申請書(様式第5号)の改正

[事由]

- ・会場の住所に「〒」の記入を入れる

- (3)B級昇級講習会実費請求書(様式8号)の削除
- (4)B級昇級試験実費請求書(様式9号)の削除

[事由]

- ・開催主管箇所予算となったため

★【JDSF公認指導員「研修会」実施手続き】について

1. 開催予定申請

各ブロック単位で次年の「研修会」開催予定を作成し、「開催予定申告書 【研】1」~~(様式1号)~~により、10月末までにJDSFに申請する。

2. 開催申請 主催者は、「研修会」ごとに「開催申請書 【研】2」~~(様式2号)~~をブロック担当責任者に送付する。ブロック担当責任者は、内容を確認の上、JDSFに送付する。

4. 開催報告 主催者は、「研修会」終了後10日以内に「開催報告書 【研】3」~~(様式3号)~~ および「参加者名簿」~~(様式4号)~~によりJDSFに報告を行う。

[事由]

- ・字句の訂正
- ・参加者の記録は主催者側で指導員管理システムにて直接入力することになっているため削除

★共通

- ・「改訂」を「改正」に改める。
- ・その他、字句の修正。